

## 6 EPAよりも多いTPPの利用可能な品目 ～東アジアの貿易におけるFTAを利用できる 輸入額と品目数～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

### 要約

- ・ FTAを活用した中国、インドネシア、タイ、ベトナムの輸入品目の割合は、日本とマレーシアのFTAを活用した輸入品目の割合よりも高い。日本企業にとっては前者4カ国への輸出で受けるFTAメリットは、対マレーシア輸出よりも広範な品目に亘っている。この場合、FTAを活用する品目とは、FTAの税率が一般税率よりも低い品目を意味する。
- ・ 日本のインドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムからの輸入では、EPA（経済連携協定）を利用できる品目数が4,300品目（HS8桁）前後である。一方、日本のアメリカ・マレーシア・ベトナムからの輸入で、発効から1年後にTPPを利用できる品目数は、いずれも約5,100品目であった。したがって、日本の輸入においては、発効直後のTPPを利用する方が2国間EPAを利用する場合よりもFTAを利用できる品目数が800品目ほど多いということになる。
- ・ FTAを利用した時の関税は、一般的に賦課される関税よりも低くなるはずであるが、時には逆転し高くなる現象が起きる。TPPも含めて東アジアの国々を取り巻くFTAにおいては、まだまだ逆転現象が見られる品目数も少なくないので、できるだけその数を減らすことが求められる。TPPに関しては、発効してから年月が経てば、徐々に逆転現象が解消されるとは思われるものの、マレーシアとベトナムでは幾つかの品目で今後とも検証が必要である。

---

## 1. はじめに

TPP11 や日 EU・EPA は 2017 年に大筋で合意に達した。今後は、RCEP (東アジア地域包括的経済連携) や日中韓 FTA のなどのメガ FTA の交渉が進展するものと思われる。本稿の狙いは、日本企業のグローバル戦略としての FTA 活用に資するため、そもそも FTA を利用できる品目の数と割合はどれくらいなのかを明らかにすることにある。

そのためには、まず日本や米国での FTA の利用率とはどのくらいなのかということであらためて考え、TPP を含む ASEAN 中国 FTA (ACFTA) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 及び日本の EPA/GSP (一般特恵関税制度) において、実際にどのくらいの品目数や金額で FTA を利用できるのかを試算した。同時に、FTA 活用のメリットがない品目の割合はどのくらいなのかを EPA/FTA 別に求めた。

## 2. FTAの利用率とは何か

### 日本よりも高い米国の FTA 利用率

FTA の利用率に関しては、マレーシア、タイ、ベトナムは、FTA を利用した輸出 (入) 額を公表しており、それを輸出 (入) 総額で割ることにより、FTA の利用率を計算することができる。また、日本の財務省は輸入での FTA 利用額を公表しているし、米国の国際貿易委員会 (ITC) は輸入における FTA 利用率を提供している。

日本の輸入における FTA の利用率は、2014 年と 2015 年において全輸入額の 16% 台であったが、2016 年には 18.5% にまで高まっている。中でもモンゴルとベトナムからの輸入での FTA の利用率が高く、2016 年でそれぞれ 49.2% と 35.7% にも達する。日本のタイ・インド・フィリピン・チリからの輸入でも FTA の利用率は 20% 台と高かった。これに対して、オーストラリア・スイス・シンガポール・ミャンマー・カンボジアからの輸入では、FTA の利用率が 10% 以下であった。

米国国際貿易委員会（ITC）によれば、米国の輸入における FTA の利用率は 2016 年で平均 47.6% にも達している。ヨルダンからの輸入での FTA 利用率は 8 割を超えており、メキシコからの輸入では 55.6%、カナダは 46.4%、チリは 50.8% と高い。韓国からの輸入では、2015 年は 23.5% であったが、2016 年には 42.7% と急増している。

日本と米国の FTA 利用率を比較してみると、共に FTA を締結しているメキシコとの輸入においては、米国の FTA 利用率は 50% を超えるが、日本は 20% 前後となる。この米国の輸入における FTA 利用率が日本よりも高いという現象は、共に FTA を締結しているペルー、チリ、オーストラリアにおいても同様に見られる。この理由として、日本は米国よりも工業製品の関税率がそもそも 0% である品目が多いため、そもそも FTA を利用する品目が少ないためであることが挙げられる。

表 1 日米の輸入での FTA 利用率

米国の輸入での FTA 利用率			日本の輸入での FTA 利用率		
輸入相手国	2014 年	2016 年	輸入相手国	2014 年	2016 年
メキシコ	51.6	55.8	メキシコ	23.2	18.7
ペルー	48.6	41.1	ペルー	7.2	9.8
チリ	51.9	50.8	チリ	21.5	26.6
オーストラリア	42.6	37.5	オーストラリア	-	9.1
シンガポール	8.7	9.6	シンガポール	5.7	4.5
カナダ	51.9	46.8	タイ	27.2	28.9
韓国	23	42.7	インドネシア	12.6	17.8
ヨルダン	85.8	85.2	ベトナム	29.7	35.7
オマーン	62.4	73.4	マレーシア	9.7	13.7
コロンビア	19.6	21.1	ミャンマー	3.7	4.3
モロッコ	24.3	18.5	インド	21.2	27.9

資料：2017 ジェトロ世界貿易投資報告に基づき作成

---

## 高い FTA を利用できる品目の FTA 利用率

日本の財務省や米国 ITC のデータを用いた FTA 利用率の計算においては、FTA を利用した輸出（入）額は原産地証明書を利用した品目の輸出（入）額ということである。これらの国の FTA の利用率は、対象者が限られるアンケートによる結果と違い、実際の輸出（入）で FTA を活用したケースが含まれているので、対象者が幅広い分だけ情報の漏れが少なくなる。

ただし、これらの国の FTA 利用率も、実際に輸出（入）を行っている企業を対象にしていることは、アンケートによる利用率と変わりはない。もしも、FTA の利用率を、輸出入を行っていない企業を含めた割合と考えるならば、これらの国の FTA 利用率もその要求を満たしている割合ではない。

また、これらの国の FTA 利用率は、輸出の場合、一般的には当該国の輸出総額を分母にして計算しているが、より正確な FTA 利用率を計算するためには、分母は「FTA を利用できる品目」の輸出額の合計でなければならない。この場合の、「FTA を利用できる品目」とは、「MFN 税率：一般的に税関で支払わなければならない関税率」と「FTA 税率：FTA を利用する時に税関で賦課される関税率」との差分である「関税率差 = MFN 税率 - FTA 税率」がプラス (>0) の品目である。

なぜならば、関税率差が大きければ大きいほど、FTA を活用した時に税関で支払わなければならない関税額が減るからである（つまり、関税削減額が大きい）。これに対して、もしも関税率差が 0% であり、MFN 税率が FTA 税率よりも低い場合は（MFN 税率 ≤ FTA 税率）、FTA を活用するメリットを受けることができない。

2016 年の日本のタイからの輸入においては、分子に「FTA を利用した輸入額」を用い、分母を「日本の輸入総額」にした場合の FTA 利用率は 28.9% と計算される。これが、分子は同じで、分母に「FTA を利用できる品目の輸入額」を用いると 92.9% へ大きく拡大する。ベトナムからの輸入における FTA 利用率は、分母に「日本の輸入総額」を用いた場合は 35.6% であり、分母に「FTA を利用できる品目の輸入額」では 81.9% に増加しており、タイと同様の結果が現れる。

タイでもベトナムでも、分母に FTA を利用できる品目の輸入額を用いた時の FTA 利用率がかなり高率であるが、これは両国とも関税の自由化が進み MFN 税率が 0% になる品目が増え、FTA を利用できる品目の輸入額が減っているためと考えられる。また、原産地証明書を獲得しても輸入を全て実行しない場合があり、そのため分子の FTA を利用した輸入額が実際よりも過大に計上されている可能性もある。

### 3. ACFTAやTPPなどのFTAを利用できる輸入額と品目数

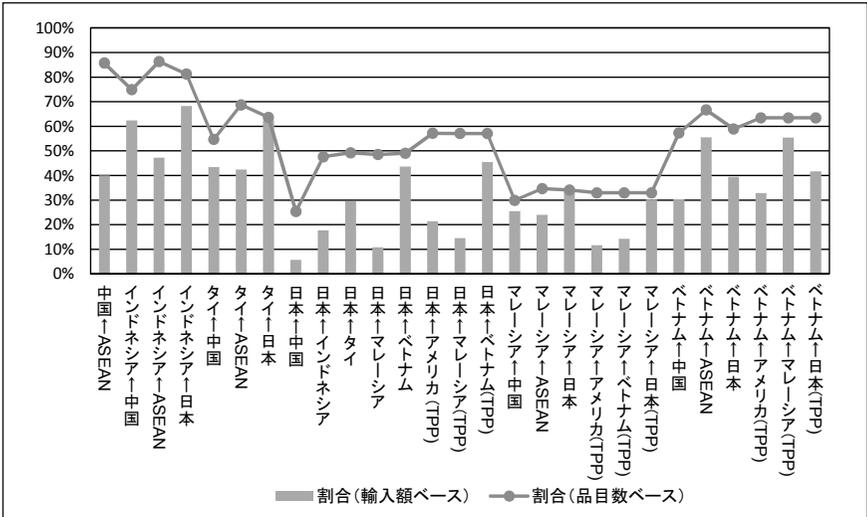
FTA を利用できる品目が多いインドネシア、タイ、ベトナム

図 1 は 2016 年における輸出入国別の FTA を利用できる輸入額と品目数を描いたものである。ここでの輸出入国とは、中国の ASEAN からの輸入、インドネシアの中国・ASEAN・日本からの輸入、タイの中国・ASEAN・日本からの輸入、日本の中国・インドネシア・タイ・マレーシア・ベトナム・米国 (TPP)・マレーシア (TPP)・ベトナム (TPP) からの輸入、マレーシアの中国・ASEAN・日本・米国 (TPP)・ベトナム (TPP)・日本 (TPP) からの輸入、ベトナムの中国・ASEAN・日本・米国 (TPP)・マレーシア (TPP)・日本 (TPP) からの輸入の 27 通りの組み合わせを指している。図 1 はこの 27 通りの輸出入国別に、FTA を利用できる (関税率差がある) 輸入額と品目数を示している。

この中で、中国の ASEAN からの輸入、インドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムの中国からの輸入では、ACFTA (ASEAN 中国 FTA) を利用できる品目の輸入額と品目数を表している。インドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムの ASEAN からの輸入では、AFTA を利用できる品目の輸入額・品目数。インドネシアの日本との輸出入では日インドネシア EPA (JIEPA)、タイの日本との輸出入では日タイ EPA (JTEPA)、マレーシアの日本との輸出入では日マレーシア EPA (JMEPA)、ベトナムの日本との輸出入では日ベトナム EPA (JVEPA)、日本の中国からの輸入では日本の GSP を利用できる輸入額と品目数を示している。また、日本のアメリカ・マレーシア・



図2 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合 (2016年)



資料：図1と同様。

用して ASEAN から輸入する場合の FTA を利用できる品目数 (7,077) を示している。インドネシアの場合は、3つの FTA を利用するケースが計算されている。すなわち、インドネシアが ACFTA を使って中国から輸入する場合においては FTA を利用できる品目数は 7,477 品目、AFTA を利用して他の ASEAN から輸入する場合は 8,620 品目、日インドネシア EPA を活用して日本から輸入する場合は 8,113 品目ということになる。

日本の輸入では、インドネシアとの EPA (JIEPA) 利用の場合、JIEPA を利用できる品目数は 4,271 品目、タイとの EPA の場合は 4,410 品目、マレーシアとの EPA の場合は 4,342 品目、ベトナムとの EPA の場合は 4,398 品目、中国からの輸入で GSP を利用する場合は 1,508 品目、となる。

一方、日本のアメリカ・マレーシア・ベトナムからの輸入での TPP の利用できる品目数は、いずれも約 5,100 品目であった。したがって、日本の輸入において、TPP を利用する方が、2 国間 EPA を利用する場合よりも FTA を利用できる品目数が 800 品目ほど多いということになる。

---

図2に示されているように、FTAを利用できる品目数の全輸入品目数に対する割合は、中国、インドネシア、タイ、ベトナムでは大体50%台後半から80%台半ばの水準となる。マレーシアは30%台であるので、他の国と違ってFTAを利用できる品目の割合が低い。一方、日本のインドネシアとタイ、マレーシア、ベトナムからの輸入にEPAを活用できる品目の割合は5割以下で、日本の中国からの輸入でGSPを利用できる品目の割合は約25%ということになる。

マレーシアとベトナムにおいては、TPPを利用した場合と、ACFTAやAFTAを利用した場合のFTAを利用できる品目数の割合はあまり差がなかった。しかし、日本のTPPを利用できる品目数の全輸入品目に対する割合は51%であり、2国間EPAを利用した場合よりも8～9%ほど高かった。

#### FTAを利用できる品目数の割合よりも低い輸入額の割合

図2のように、27のケースの多くの場合において、各国のFTAを利用できる輸入額の割合は、品目数の割合よりも低い。特に中国のASEANからの輸入では、FTAを利用できる輸入額の割合は40.0%であり、品目数の割合の半分以下であった。同様に、インドネシアのASEANからの輸入額割合は47.2%であり、これも品目数の割合の半分程度であった。インドネシアの中国と日本からの輸入や、タイの中国・ASEAN・日本からの輸入では、FTAを利用できる輸入額の割合は40%～68%の間であった。これらのケースの場合は、中国・インドネシアのASEANからの輸入のケースよりは品目数の割合との格差は少ないが、それでも1%～26%ほど輸入額の割合のほうが低い。

日本のインドネシアからの輸入でのEPAを利用できる輸入額の割合は17.7%、日本のタイからの輸入額割合は29.5%、日本のマレーシアからの輸入額割合は10.8%、日本のベトナムからの輸入額割合は43.7%であった。そして、日本の中国からの輸入において、GSPを利用できる輸入額の割合はわずかの5.7%であり、日本のインドネシア・タイ・中国からの輸入では、FTAを利用できる輸入額の割合の方が品目数の割合よりもかなり低い。

このように、図2において、ほとんどのケースでFTAを利用できる品目数の割合の方が輸入額の割合よりも高かった。その理由は、「FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額」が「FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額」よりも小さいからである。これは、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が相対的に低ければ、輸入額は「品目数×1品目当たりの輸入額」であるため、その分だけFTAを利用できる品目の輸入額の割合がFTAを利用できない品目の輸入額の割合よりも小さくなるためである<sup>注1</sup>。

もしも、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額とFTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額が同じであれば、FTAを利用できる品目の品目数割合と輸入額割合が等しくなる（図2の点線と棒グラフが重なる）<sup>注2</sup>。

また、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額よりも大きければ、FTAを利用できる品目数の割合が輸入額の割合よりも低くなる（図2における点線が棒グラフの下になる）。

したがって、FTAを利用できる品目の1品目当たりの輸入額が、FTAを利用できない品目の1品目当たりの輸入額よりも小さければ小さいほど、FTAを利用できる品目数の割合の方が輸入額の割合よりも高くなる（図2の点線と棒グラフの差が広がる）。

FTAが利用できない品目の1品目当たりの平均輸入額が、FTAを利用できる品目の1品目当たりの平均輸入額よりも高いということは、関税削減の結果、それだけFTAを利用できない品目のMFN税率も低下し、FTA税率と同率（例えば0%）になった品目の割合が高くなったためとも考えられる。つまり、半導体などの電気・電子部品は元々輸入額が大きい、貿易拡大のために自由化を進めたため、多くの国で関税が撤廃されている。このため、FTAを利用できない品目ではあるものの、関税自由化の恩恵から輸入額が増えているということだ。

例えば、中国のASEANからの輸入の場合、FTAを利用できない品目

---

(1,180 品目) の 1 品目当たりの平均輸入額は 9,500 万ドルである (輸入割合は 14.3%)。その内訳をみると、MFN 税率も FTA 税率も共に 0% の品目の平均輸入額は 1.3 億ドル (輸入割合は 9.7%)、ともに 0% 以外で同率の品目の平均輸入額は 3,000 万ドル (4.6%)、MFN 税率と FTA 税率が逆転している品目はなかった。

これが、同じ中国の ASEAN からの輸入の場合において、FTA を利用できる品目 (7,077 品目) の 1 品目当たりの平均輸入額は 1,100 万ドル (輸入割合は 85.7%) になる。その内訳を見ると、MFN 税率と FTA 税率の差 (関税率差) が 5% 未満の場合では平均輸入額は 1,200 万ドル (輸入割合は 9.6%)、関税率差が 5 ~ 10% 未満の場合では 1,500 万ドル (32.6%)、10 ~ 20% 未満の場合では 550 万ドル (35.4%)、20 ~ 30% 未満の場合では 640 万ドル (6.6%)、30% 以上の場合では 3,100 万ドル (1.4%) であった。

すなわち、中国の ASEAN からの輸入の場合において、FTA を利用できない品目の平均輸入額は、FTA を利用できる品目の平均輸入額よりも 8,400 万ドル高く (9,500 万ドル - 1,100 万ドル)、特に MFN 税率も FTA 税率も共に 0% である品目の平均輸入額が高いことが窺える。FTA を利用できない品目で輸入額が大きい業種としては、電気機器・部品、機械類・部品、鉱物性燃料が挙げられる。

同様に、「インドネシアの ASEAN からの輸入」と「タイの ASEAN からの輸入」の場合を見てみると、中国の ASEAN からの輸入の場合と同様に、FTA を利用できない品目において、MFN 税率と FTA 税率が共に 0% の平均輸入額が大きい。つまり、中国の ASEAN からの輸入の場合と同じ理由で、FTA を利用できない品目の平均輸入額の方が、FTA を利用できる品目の平均輸入額よりも大きいことが窺える。

ただし、FTA を利用できない品目の中で輸入額が大きい業種としては、中国の ASEAN からの輸入の場合とやや異なり、インドネシアでは鉱物性燃料が他を圧倒して大きく、タイでは鉱物性燃料の他に電気機器・部品が大きい。

#### 4. 輸出入国別のFTAを利用できない輸入額と品目数

FTA を利用できない品目は、前述のように、MFN 税率と FTA 税率において、関税率差がない品目や、関税率差がマイナスの品目である。つまり、MFN 税率と FTA 税率が共に 0% か、共に 10% のように 0% 超で同じ割合か、あるいは逆転現象により MFN 税率よりも FTA 税率の方が高い品目を指している。

図 3 は、輸出入国別の FTA を利用できない輸入額と品目数を描いている。中国、インドネシア、タイ、ベトナムの輸入においては、FTA を利用できない品目は 1,000 品目～ 4,400 品目の間である場合が多い。マレーシアでは 6,000 品目台であった。日本とマレーシア以外の国の輸入全品目に対する割合は、図 4 のように、13%～ 45% の間にある。つまり、中国、インドネシア、タイ、ベトナムの輸入においては、そのほとんどが FTA を利用できない品目の割合は、多くても半分以下であった。マレーシアの FTA を利用できない品目の割合は 65%～70% であった。

また、日本の中国からの輸入で GSP を利用できない品目数は 4,445 品目であり、その割合は 74.7% に達する。日本のインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムからの輸入で EPA を利用できない品目数は共に 3,800～ 4,700 品目であり、割合は 43%～ 52% である。日本のアメリカ・マレーシア・ベトナムからの輸入で、TPP を利用できない品目の割合は 43% であり、GSP や EPA を利用する場合と比較して低率である。

なぜ、日本の輸入において EPA/GSP/TPP を利用できない品目が多いのかというと、日本の場合は MFN 税率も EPA/GSP/TPP 税率も共に 0% であるケースが多いからである。日本の中国、インドネシア、タイ、マレーシア・ベトナムからの輸入において、MFN 税率も EPA/GSP/TPP 税率も共に 0% である品目数は 2,600～ 3,700 品目であり、割合は 40%～ 45% である。日本は MFN 税率も EPA/GSP 税率も 0% に削減している割合が高いので、結果として FTA を利用できない（あるいは、FTA を利用する必要がない）品目数と割合が大きいということになる。なお、マレーシアにおいては、日本



## 5. 関税率差別のFTAを利用できる品目の割合

前述のように、中国、インドネシア、タイ、ベトナムでの ACFTA や AFTA を利用できる品目の割合は、56%～86%である。また、日本の輸入に EPA を活用できる品目の割合は5割弱であった。

この FTA/EPA を利用できる品目の割合において、関税率差が5%未満、5%～10%未満、10%～20%未満、20%～30%未満、30%以上のケース別の割合を見たのが、図5～9である。関税率差が5%未満においては（図5）、中国、インドネシア、タイ、マレーシアでは FTA を利用できる品目数の割合は概ね10%以下である。日本の中国・インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムからの輸入の場合は、FTA を利用できる品目数の割合は2割強であり、日本の米国、マレーシア、ベトナムからの輸入で TPP を利用できる品目数の割合は3割を超える。

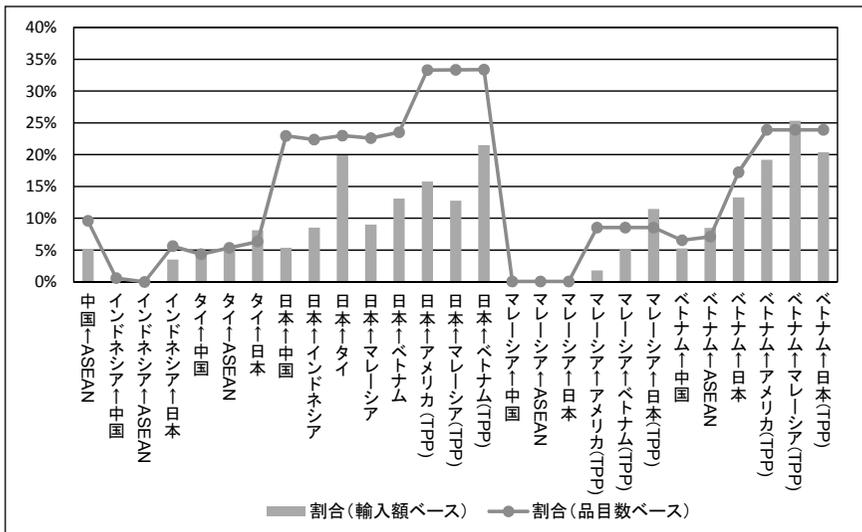
関税率差が5%～10%未満の場合は（図6）、中国とインドネシアでは FTA を利用できる品目の割合が他のケースよりも高く3割～5割である。関税率差が10%～20%未満になると（図7）、中国の ASEAN からの輸入では品目数の割合は35.4%、インドネシア・タイ・ベトナムの輸入では2割前後、日本、マレーシアの輸入では1割以下であった。

関税率差が20%～30%未満や30%以上のケースにおいては（図8、図9）、中国、インドネシア、日本、マレーシアとも FTA を利用できる品目の割合は1桁に縮まる。これに対して、タイの中国・ASEAN・日本からの輸入においては、30%以上のケースにおいても FTA を利用できる品目数の割合は12%～18%の高水準である。同様にベトナムの中国・ASEAN からの輸入においては、20%～30%以上のケースにおいて FTA を利用できる品目数の割合は14%～18%である。

したがって、関税率差別の FTA を利用できる品目の割合においては、日本の ASEAN との EPA や中国との GSP の場合、10%以下の比較的低い関税率差のケースの割合が高く、逆にタイ、ベトナムでは関税率差が20%以上の高いケースの割合が高い。また、中国、インドネシアでは、5%～20%

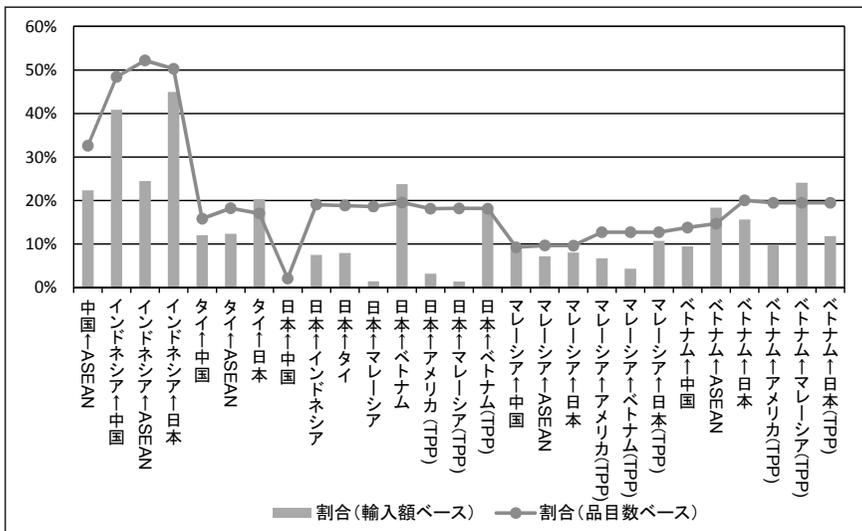
の間の割合が多くなっていることが特徴である。

図5 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合（関税率差：5% 未満）



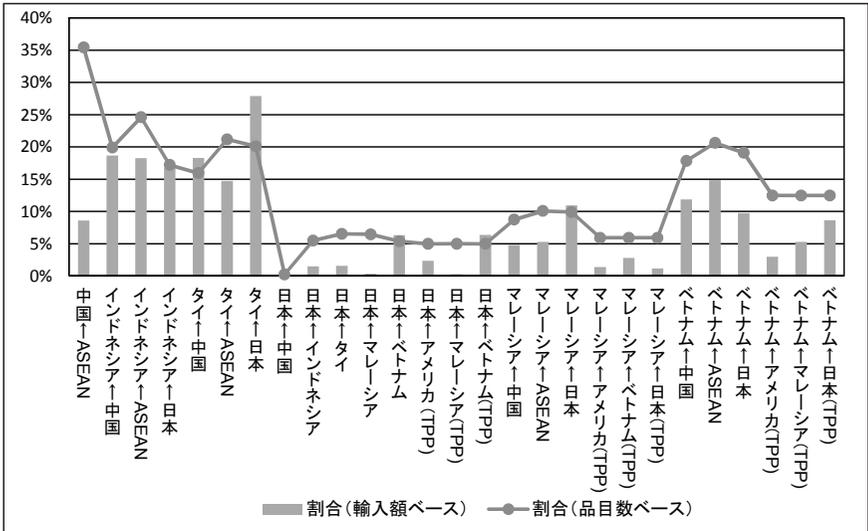
資料：図1と同様。

図6 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合（関税率差：5～10% 未満）



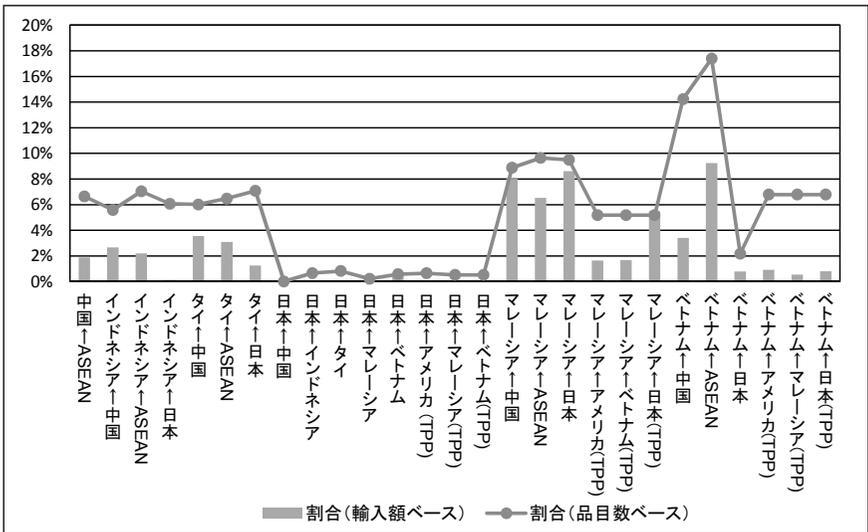
資料：図1と同様。

図7 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合（関税率差：10～20%未満）



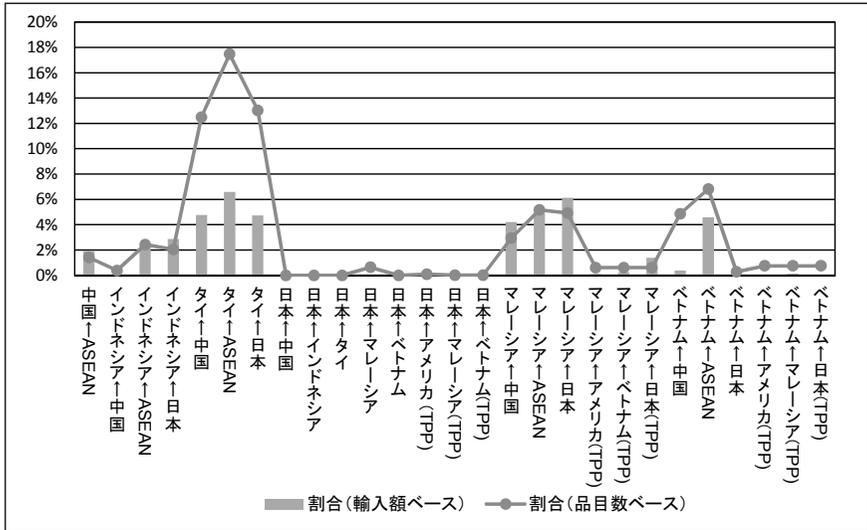
資料：図1と同様。

図8 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合（関税率差：20～30%未満）



資料：図1と同様。

図9 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合（関税率差：30%以上）



資料：図1と同様。

## 6. TPP で少なくない逆転現象の品目数

中国、インドネシア、タイ、ベトナムの輸入において、FTA を利用できない品目数の輸入全品目数に対する割合は13%～45%の間にあるし、マレーシアの輸入においては、FTA を利用できない品目数の割合は65%～70%の間にある。また、日本の中国からの輸入でGSP を利用できない品目数の割合は74.7%、日本のインドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムからの輸入でEPA を利用できない品目数の割合は43%～52%である。

中国、インドネシアのFTA を利用できない品目において、MFN 税率とFTA 税率が共に0%である品目の総輸入品目に対する割合は、9%～13%であった。それがタイ、ベトナムの輸入では3割前後、日本の輸入では40%～45%、マレーシアの輸入では65%に高まる。なお、中国、インドネシア、タイでは、このMFN 税率とFTA 税率が共に0%の場合において、その輸入額の輸入総額に対する割合は、品目数の割合よりもかなり高い。

次に、MFN 税率と FTA 税率が 0% 以外で共に同じ税率である場合において、FTA を利用できない品目の割合は、中国、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムでは概ね 10% 以下である。これに対して、日本のインドネシア・タイ・マレーシア・ベトナムからの輸入で EPA を利用できない品目の割合は 10% 前後、日本の中国からの輸入では 29.5%、日本のアメリカ・マレーシア・ベトナムからの輸入で TPP を利用できない場合は 2% であった。

MFN 税率と FTA 税率が同率で、それが 0% の場合も 0% 以外の場合においても、日本の EPA/GSP を利用できない品目数の割合は、マレーシアを除き中国、インドネシア、タイ、ベトナムの FTA を利用できない品目の割合よりも高い。

一方、FTA 税率が MFN 税率を上回り逆転現象が起きているため FTA を利用できない場合は、インドネシアの中国からの輸入、タイの中国と日本からの輸入、マレーシアの TPP を利用した米国・ベトナム・日本からの輸入、ベトナムの中国と日本及び TPP を利用した米国・マレーシア・日本からの輸入のケースに見られる。TPP の利用で逆転現象が起きているのは、TPP の発効 1 年目の TPP 税率を用いているためとも考えられる。

MFN 税率と FTA 税率の逆転現象が起きているのは、本稿で取り上げている 27 の輸入のケースにおいて、18 ケースである。その 18 ケースの中で、インドネシアの中国からの輸入で生じている品目数は 363 品目、インドネシアの日本からの輸入で生じている品目数は 27 品目、タイの中国からの輸入では 754 品目、タイの日本からの輸入では 241 品目、マレーシアの中国からの輸入では 12 品目、マレーシアの日本からの輸入では 2 品目、マレーシアの米国・ベトナム・日本からの TPP を利用した輸入では 185 品目、ベトナムの中国からの輸入では 362 品目、ベトナムの ASEAN からの輸入では 47 品目、ベトナムの日本からの輸入では 628 品目、ベトナムの米国・マレーシア・日本からの TPP を利用した輸入では 329 品目に達している。

以上のことから、TPP も含めて東アジアの国々を取り巻く FTA においては、逆転現象が起きている品目の数を減らすことが求められる。TPP に関しては、発効してから年月が経てば、徐々に逆転現象が解消されると思わ

---

れるものの、検証が必要と考えられる。

日本とマレーシアでは、TPP を含めて FTA を利用できる品目の割合が中国、インドネシア、タイ、ベトナムと比べると低くなっているが、これはそれだけ関税の自由化が進んでいることを意味している。換言すれば、中国、インドネシア、タイ、ベトナムでは FTA/EPA を活用するメリットを得られる品目が多いということになる。日本としては、これらの国への輸出で FTA/EPA 活用の機会を増やすことが求められる。

日本の輸出で FTA の利用率を引き上げるには、FTA の活用で輸出側である日本企業にとってもメリットを受けられることが必要になる。そのためには、輸出側が原産地証明を取得する煩雑な手続きの代償として、輸入側と交渉し関税削減額に見合う輸出価格の引き上げや、輸出量の拡大を引き出すことが期待される。

#### 参考文献

「東アジアの貿易における FTA 利用状況～利用できる品目が限られる AJCEP による輸出～」  
国際貿易投資研究所 国際貿易と投資 季刊 103 号、2016 年

#### 注

- 1 例えば、インドネシアが中国から A、B、C の 3 品目を輸入するケースを想定する。A と B が FTA を利用できる品目で C ができない品目であり、A の輸入額を 30 ドル、B を 30 ドル、C を 40 ドルとする。このインドネシアの中国からの輸入で、FTA を利用できる品目数の割合は、 $[\frac{66.7\% = 2 \text{品目}}{3 \text{品目}}]$  である。FTA を利用できる輸入額の割合は、 $[\frac{60\% = (A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 30 \text{ドル})}{(A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 30 \text{ドル} + C \text{の} 40 \text{ドル})}]$  となり、品目数の割合よりも低い。これは、FTA を利用できる品目の 1 品目当たりの輸入額が  $[30 \text{ドル} = (A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 30 \text{ドル}) / 2 \text{品目}]$  であり、FTA を利用できない品目の 1 品目当たりの輸入額  $[40 \text{ドル} = C \text{の} 40 \text{ドル} / 1 \text{品目}]$  よりも小さいからである。
- 2 例えば、注 1 の例において、B の輸入額を 50 ドルに変更すると、FTA を利用できる品目の 1 品目当たりの輸入額が  $[40 \text{ドル} = (A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 50 \text{ドル}) / 2 \text{品目}]$  となり、FTA を利用できない品目の 1 品目当たりの輸入額  $[40 \text{ドル} = C \text{の} 40 \text{ドル} / 1 \text{品目}]$  と同じになる。そして、FTA を利用できる輸入額の割合は  $[\frac{66.7\% = (A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 50 \text{ドル})}{(A \text{の} 30 \text{ドル} + B \text{の} 50 \text{ドル} + C \text{の} 40 \text{ドル})}]$  となり、品目数の割合と一致する。